

令和3年度第2回宮城県企業局経営審査委員会 議事録

(1) 日時 令和4年2月2日(水) 午前9時30分～午前11時50分

(2) 場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

(3) 出席委員 10名(内2名リモート出席)

(4) 出席者(敬称略)

〔委員長〕

田邊 信之 宮城大学事業構想学群 教授

〔副委員長〕

佐野 大輔 東北大学大学院工学研究科 教授

〔委員〕

今井 滋 日本水道協会水道技術総合研究所 主席研究員

内田 美穂 東北工業大学工学部環境応用化学科 教授

尾形 良太 大崎市上下水道部 部長

小野寺 友宏 弁護士

菊池 修一 仙台市水道局 次長(リモート出席)

橋本 潤子 公認会計士

細川 顕仁 日本下水道事業団 理事(リモート出席)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科 教授

〔運営権者〕

酒井 雅史 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役社長

安東 武智 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ 代表取締役副社長

(株式会社みずむすびサービスみやぎ 代表取締役社長兼任)

守屋 由介 (同) 取締役経営管理部長

井家上 孝 (同) 工務部長

清野 昌晴 (同) 技術企画部長

鹿間 光明 (同) 施設管理部長

(株式会社みずむすびサービスみやぎ 保全管理統括部長兼任)

笹井 昭一 (同) 施設管理部上工水Gr専門技術者

(株式会社みずむすびサービスみやぎ 上工水統括部専門技術者兼任)

糟谷 淳二 (同) 施設管理部下水Gr長

(株式会社みずむすびサービスみやぎ 下水道統括部長兼任)

〔宮城県企業局〕

西村 一慶 副局長兼公営事業課長

籠目 勇一 副局長（技術担当）

〔事務局〕

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 （同） 水道経営改革専門監

高橋 堅 （同） 副参事兼総括課長補佐

千葉 隆浩 （同） 技術副参事兼総括課長補佐

小野寺 正樹 （同） 総括技術補佐

長山 恒紀 （同） 技術主幹（班長）

（５）議事録（要旨）

1 開会

経営審査委員会を開催することについて事務局から確認がなされた。

田邊委員長から挨拶があった。

2 委員会の運営について

（凡例：●委員，○：事務局，◇：運営権者）

●田邊委員長

議事に入る前に，本委員会の運営方法についてお諮りする。

まず，公開・非公開の方針確認について，事務局から説明願う。

（１）公開・非公開の方針確認

○大沼水道経営改革専門監

公開・非公開の方針確認についてご説明する。

本日の議題は「運営権者の事業計画について」審議いただくものである。運営権者の事業計画には，民間事業者のノウハウに関する情報や，経理等，会社の内部管理に関する情報が含まれており，公開することにより民間事業者の事業活動等に影響を及ぼす可能性があるため，これらは宮城県情報公開条例における「非開示情報」に該当するものである。

よって，運営権者の事業計画書の本文については，委員のみなさまにのみ配付しており，傍聴人ならびに報道関係者に対しては配付しないものとしている。

本日の審議においては，まず，運営権者より事業計画の概要を説明し，その後に質疑応答を行う予定としている。委員から事前に提出いただいたご意見等は，本日，資料5として配付しているが，この中には，民間事業者のノウハウに関する情報や，経理等の会社の内部管理に関する情報等，「非開示情報」に係るご意見等も含まれており，そういった項目については，「回答又は対応方針等」の欄に「非開示情報を含む」と記載している。

従って、質疑応答については、「公開の部」と「非公開の部」の2つに分けて実施し、非公開とした審議の概要については、委員会の終了後に報道取材を受けることとしたい。

「非開示情報」を審議する場合において、会議の一部を非公開とすることについては、情報公開条例第19条及び運営要領に従い、出席委員の3分の2以上の賛成を得た場合に認められることから、ただいま説明した会議の公開・非公開及び本日の運営方法について、委員会にお諮りさせていただく。

●田邊委員長

それでは、「公開・非公開の方針確認」について質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

それでは、事務局から提案のあった通り、本日の審議の質疑応答については、「公開の部」と「非公開の部」の2つに分けて行うことについて、決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

●田邊委員長

それでは、そのとおり決定する。

(2) 運営要領の一部改訂

●田邊委員長

続いて、運営要領の一部改訂について、事務局から説明願う。

○大沼水道経営改革専門監

(資料1により説明)

●田邊委員長

それでは、「運営要領の一部改訂」について質問等あればお示し願う。

●小野寺委員

第6条の3項について、ただし書きに県及び委員会が公表した情報とあるが、県HPで公開した情報はもちろん、公開部分で議論した内容についても公表した情報に含まれるのか。

○大沼水道経営改革専門監

開示部分の議事については公表した情報に含まれる。

●菊池委員

仙台市は運営権者に対し利用料金を支払うこととなり、一定程度の関係がある。利害関係の範囲についてどのように決定するのか確認したい。併せて、利害関係のある事案に該当しているかはどのように決定されるのかも確認したい。

○田代課長

利用料金を納入する市町村については利害関係者とは考えていない。利害関係については様々な事案があると考えられるため、今後検討し、次回の委員会にて具体的な事例を示したい。

●田邊委員長

両委員から指摘のあった通り、利害関係の具体的な運用について事前に確認が必要である。その点については事務局から説明したとおり、次回の委員会で整理した内容をお示しいただく。

○大沼水道経営改革専門監

様々な事案が想定されるため、その都度審議することが基本と考えている。

●佐野副委員長

概ね了承したが、利害関係に該当する可能性がある場合は、委員から申し入れる必要があるのかなど、手順について明確にしていきたい。

○大沼水道経営改革専門監

次回の委員会でお示しする。

●尾形委員

改正案の第6の3項について、審議会等で守秘義務を課す場合は条例によって定めている。公務員の場合は地方公務員法により守秘義務があるが、要領に定めるだけでは他の委員は法的拘束力がないのではないかと。事務局としてはどのような見解か。

また、2項、3項はインデントの位置が異なるため修正が必要である。

○大沼水道経営改革専門監

インデントについては対応する。守秘義務については再度事務局にて整理し、委員会で報告する。

●田邊委員長(00:15:40)

運営要領の改正については、事務局案のとおりとすることを本委員会として決定してよろしいか。

(異議なしの声)

●田邊委員長

それではそのとおり決定する。

3 議題（１）運営権者の事業計画について

●田邊委員長

それでは議事に入る。審議に先立ち、第1回経営審査委員会で報告のあった「運営権者の事業計画の概要」に対し、各委員より出された意見を確認する。事務局より説明願う。

○千葉技術副参事兼総括課長補佐

(資料2により説明)

●田邊委員長

それでは、現在の説明について質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

それでは、議題（１）運営権者の事業計画について、株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（以下、「MMM」という。）より説明願う。

◇酒井社長

ただいまより、事業計画概要について説明する。資料4の10ページをご確認願う。組織図に記載のとおり、技術企画部、工務部、施設管理部それぞれの代表責任者が同席している。各部門の責任者より説明を行う。

◇守屋取締役

経営管理部長守屋より説明を行う。資料3をご確認願う。本日審議いただく計画書等の一覧が記載されている。このうち、情報公開取扱規程については提出、承認を終えており、MMMのHPにおいて運用方法等を付記し、公開している。

各事業計画書については各委員へ事前配布しており、机上にも配布している。構成は法人版、9事業版に分けて作成しており、文量が膨大となっている。そのため、事業計画の概要について資料4にて説明を行う。

(資料4により説明)

●田邊委員長

ただいま説明いただいた事業計画については、各委員より事前に意見をいただいている。事前提出のあった質問や意見に対して運営権者の説明を受けた後、追加の質問や事前提出をしていない項目についての質問を受け付け、審議を進行する。

事前提出のあった質問、意見について、運営権者より説明願う。

◇守屋取締役

資料5を確認願う。補足が必要な項目のみ抜粋して説明する。

No.5について、兼務体制については資料4にて示しているとおおり、経営層と各事務所長はMMMと兼任である。

利益相反防止については、2社間の出資比率をほぼ同一としており、原則的に利益相反は生じない想定である。更に、株主に業務委託を行う場合は、利害関係がある取締役を外して決議を行うよう規定することで利益相反を防止している。

No.7について、ノウハウ等の継承がポイントと考えている。本事業期間中に取得したデータ、記録は当社固有の資産ではないと整理している。MDPや報告書等を用いて事業を運営していくが、事業期間終了後は県あるいは県の指定する事業者へ引継ぎを実施する。

一方、データの活用方法については資産と認識している。データによる評価基準、評価指標、それらを基に新たに構築したソフトウェアに関しては当社の財産であり、継承の対象ではないと考えている。ただし、継続利用の要望があった場合は、使用料金を負担いただき、使用することは可能である。

ただし、中央監視装置等の県資産は改築費に含まれているため、追加費用は生じない。現在実施している引継ぎにおいても同様の対応をしており、過去の記録データや本事業特有の事象等に限定して現受託者より引継ぎを受けている。

◇安東副社長

No.11, No.14について、新OM会社が担う経営計画は、MMMと新OM会社が一体で本事業を運営していくという考えに基づき、運営権者が作成した各種計画書に反映されており、これらの計画書は実施契約書や要求水準等の規程に沿って作成している。同様に、新OM会社の収支計画については、運営権者の収支計画内に反映されており、新OM会社単体の開示義務は無いことから、個別に開示する予定は無い。

ただし、委員より要請があった場合、新OM会社単体の財務諸表について経営審査委員会でお示しすることは可能なため、それを基に新OM会社の経営状況を確認いただきたい。

また、新OM会社の単体財務諸表は運営権者へ提出するため、経営審査委員会に経営状況を報告することも可能である。今後勘定科目等を簡略化した財務諸表をホームページ等で、MMMの財務諸表と同様に公開する。

◇井家上工務部長

No.89について、基本的な考え方については回答に記載したとおおり資産に関しては県の資産として計上され、減価償却についても県で計上する。MMMについては無形固定資産として償却していくこととなる。MMM側の会計で行う償却計算については企業会計原則に従い実施するため、地方公営企業法に基づく県の償却方法とは異なる。

◇安東副社長

No.109について、3月末までの引継計画を策定し、運用している。1～2週間の単位で引継ぎの進捗を確認しており、現在大きな支障等はない。採用活動についても予定通り進んでおり、事業開始

までの人員は出向者，新規採用者を合わせて確保できている。

新規採用者には配属前に研修を実施し，運転管理，維持管理に係る知識習得を図っていく。また，コロナウイルス感染症拡大の観点から，書面による引継ぎや，優先度を考慮して引継ぎを実施している。

●田邊委員長

それでは，現在説明いただいた内容や，追加質問等あればお示し願う。

●橋本委員

No. 113 について，採用区分を公開する予定は無いとのことだが，委員会において非開示情報として配布することは可能か。

◇安東副社長

改めて社内で検討し，回答する。

●内田委員

議事の進め方について，公開・非公開の範囲に分けて審議するとのことであるが，現在の審議はどちらにあたるのか。

○大沼水道経営改革専門監

現在は公開部分に当たる。この審議が終わった後，非公開にて審議を実施する。

●小野寺委員

No. 8 について，情報公開取扱規程はホームページにて公開しているとのことだが，文書保管のルール，特に保存期間については重要だと考えるが，それについてどのようになっているのか。

また，資料4の11ページについて内部通報制度に関する記述があるが，現時点で具体的に定まっているのか。管理規程についても委員へ共有いただきたい。

◇守屋取締役

文書管理については，既に規程を定め，運用を開始している。一部の法的に保存期間が決められた文書に対する廃棄に関する取り決めはあるが，事業期間が有期な点を考慮し，原則として廃棄せず電子化して可能な限り保存していく。

内部通報制度については，メタウォーター㈱の既存制度を運用している。内容について委員へ提出することも可能である。

●増田委員

MMMのホームページにて情報公開を実施していくこととなるが，アクセシビリティに配慮した情報公開を行っていただきたい。

また，No. 20 について電力消費量削減の記載があるが，環境負荷に関する項目は近年関心が高まっているため，環境マネジメントに関する取組について一元化して公開してはどうか。

最後に、資料4の17ページに地域貢献の記載があるが、地域の水事業を担う事業者として、インターンシップのような地域との関係が深い取組も実施していただきたい。

◇酒井社長

ご意見いただいた内容については全て承る。様々な形で県民にご理解いただけるよう尽力していく。

●佐野副委員長

引継ぎが滞りなく進んでいることについて安心している。地域人材の雇用割合が8割とのことだが、年齢比率等はどうか。

◇安東副社長

細かな割合を今お伝えすることはできないが、20～30代の比較的若い層と、スキルのあるベテラン層をバランス良く確保できている。研修等を通じて若い世代へ技術継承を図り、組織体制を整えていく。

●佐野副委員長

業界的に高齢化が進んでおり、事業の安定運営には従事者の年齢が重要な要素となるため、継続的に注視して進めていただきたい。

●今井委員

No. 35について、責任分界点を設けているとのことだが、場内の管路は県、MMMどちらの責任となるのか。例えば場内の管路等で漏水した場合はどちらで対応するのか。

○大沼水道経営改革専門監

責任分界点は主に制水弁にて切り分けており、場内の管路で漏水があった場合は原則MMMの対応となる。

●内田委員

来年度4月より事業が開始されるが、危機管理体制等の運営開始に向けた計画は整備されているか。

◇安東副社長

資料3に記載のとおり、事業開始時に必要な計画書は既に作成し、県と委員の方々に配布している。4月からの業務に必要となる実務的な作業についても、各現場にて引継ぎを実施し、4月から運用開始できるよう準備を進めている。

◇酒井社長

補足すると、計画書は既に作成し提出しているところではあるが、BCP等は業務を行う中で逐次改

定していくものであると認識している。訓練等を通じてより良い内容となるよう改善をしていく。

●橋本委員

県に対する質問であるが、No.116 について、株主企業が買収された場合は、買収先に持ち株も引継ぎされるのか。また、構成企業内の議決権株式の所有比率を変更する際に制限はあるか。

○田代課長

議決権株式の所有者が第三者となる場合は、県の事前承認が必要となる制度としている。その場合、県は、募集要項に定めた要件を満たす企業であるかを確認することとなる。

なお、構成企業内で議決権比率を変更する際は、県の事前承認は不要である。

◇酒井社長

議決権株式の所有比率を変更する想定は全く無い。

●今井委員

No.47 について、第三者へ委託する際は、新OM会社から委託を行うのか。また、発注はどちらの部署が担当となるのか。

◇鹿間施設管理部長

第三者へ委託する際は実施契約書で規程されているとおり、県への報告義務を果たして実施していく。本社で管理を行い、マネジメントは経営管理部、それ以外は各事業所所管業務となる。

◇安東副社長

MMM、新OM会社の管理部門にてそれぞれ体制を整理し、委託を実施する。

●今井委員

発注を行う部署は契約金額によって分かれており、修繕業務等の現場に係る工事委託は、各事業所の新OM会社にて契約を行うのか。

◇安東副社長

業務の内容、契約金額によって発注部署を分けて発注していく。改築についてはMMM、修繕については新OM会社等、それぞれの部署から発注する場合の決裁方法を整理していくことを検討している。

●田邊委員長

資料4の11ページにて、メタウォーター(株)の連結子会社として上場企業水準の内部統制を実施すると記載があるが、メタウォーター(株)との利益相反は考慮されているか。また、具体の体制としては一般の株主、企業間のものと同等と考えて良いか。

◇酒井社長

利益相反について、私はメタウォーター(株)から出向しているが、同社に発注を行う場合は取締役会には同席できず、独立性が保たれる制度となっている。独立性を保ったまま、MMMとして事業を運営し、株主に対して適当な配当を行っていくことが自身の職務であると認識している。一般的な関係と認識していただいて問題ない。

●細川委員

No. 24, No32 について、調達方法に関して県や委員会において確認するプロセスを経るのか。下水道事業は国庫補助金・交付金対象のものがあり、それらは調達方法や内容について会計検査院のチェックが入る可能性がある。

◇守屋取締役

調達に関しては、業務の性質や金額、発注先によって情報の公開範囲が変わるものであると認識しているが、原則としては県と調整をして調達先を決定し、調達後も県へ調達先や金額について報告することを考えている。

そのため経営審査委員においても審査が可能である。なお、国庫補助金・交付金対象のものについては、別途事前の調整を行う予定である。

●細川委員

民間ならではの調達方法とはこういったものを想定しているか。

◇守屋取締役

回答にノウハウに関する部分があるため、非公開の審議にてご説明する。

●田邊委員長

それでは、他に質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

それでは、次第2(1)公開・非公開の方針確認で決定したとおり、情報公開条例における非公開情報に関するMMMからの回答については非公開審議にて継続する。そのため、本日の審議は一次中断する。

●田邊委員長

それでは、次第4のその他に移る。事務局にて説明願う。

◇小野寺総括技術補佐

(資料6により説明)

●田邊委員長

それでは、今説明いただいた内容について、ご質問を教示願う。

●菊池委員

令和4年度の7～8月に開催予定の経営審査委員会ではどのような内容の審議を予定しているか。

○田代課長

事業開始初年度の第一回経営審査委員会で審議する内容について詳細は決まっていないが、事業開始後3か月時点での実施状況等を報告予定である。

●増田委員

書類の提出だけではなく、映像や写真等実際に事業を開始した様子が分かるような報告をしていただきたい。

◇酒井社長

報告方法について検討する。

○田代課長

事業の内容を理解していただけるよう、報告内容を検討する。

●田邊委員長

それでは、他に質問等あればお示し願う。

(質問なし)

●田邊委員長

ほかに、出席者から何かなければ、進行を事務局へお返しする。

(質問なし)

●田邊委員長

それでは、一時委員会を中断する。

((以降は非公開にて審議を実施した。))

5 閉会

第2回経営審査委員会を閉会することについて、事務局から報告がなされた。

【非公開で審議した主な項目】

- ・ 資料5のNo.3, No.4, No.6, No.12, No.13, No.43, No.44, No.119 計8問
- ・ MMMの資金計画, MMM及び新OM会社の組織体制, 出資比率, 人員体制等
- ・ SPCが行う調達のおえ方

(約25分)